

資料2－2

これまでの委員の御発言等

1 法人に期待される役割

- 目的のはっきりしない組織はいずれだめになる。独立行政法人が政策医療の真の担い手となり得るのかどうか、しっかりと検証しておく必要がある。
- 政策医療と一般医療とどこで線を引くのか、ということが不明確。
- 全国の医療政策の在り方と、その中で国立病院・療養所がどのような役割を担うのかについては、区分して論ずるべき。
- 「政策医療」については、そもそも政策医療のみ行う病院というものはなく、一般医療を行える幅を持っていないと政策医療を行うことは困難であるという議論がかつてあった。
- 政策医療の特化をどのように行うか、政策医療と一般医療をどの程度の割合で実施するかについては、それぞれの機能を付与された各施設において考えていくべき問題。
- 国立病院・療養所の役割として、民間ではとても経営が成り立たないが必要な医療の部分があり、そこに政策医療的な意味がある。
- 政策医療の理念は各施設に対する意識付けの意味でも重要である。
- 国立病院・療養所の実施する政策医療の成果を述べるのであれば、臨床研究の成果のみでなく治療にかかる成果についても問われる。
- その病院にふさわしい患者をどの程度診ているのか、対外的に説明できる方法論を積み上げていくべき。
- 政策医療については、厚生労働大臣が法人に対しどのような医療をさせるかを、政策判断として中期目標で指示していくものとして認識する必要がある。
- 「地域医療支援病院」をどのように独立行政法人の中で考えていくのかは重要。国立病院・療養所の地域の中での連携の在り方についても重視すべき問題。

- 国民から見た政策課題に対し、国立病院・療養所がいかに対応できるかという視点が重要。地域における一般医療の提供は公私立医療機関に委ねるということが地域の医療から遊離する意味だとしたら問題。
- 独立行政法人に移行する国立病院・療養所が、地域医療の中で通常の病院と同じような役割・機能を担っていく部分が一定程度あるのはやむを得ないが、政策医療を担う法人として運営費交付金を手当する以上、この政策医療の考え方、方向性をきちんと示していくことは必要。
- 政策医療ネットワークについて、国立病院の中だけのものでなく、地域に開放するようなシステムがつくれるかが独立行政法人に移行する国立病院・療養所の重要な課題。

2 企業会計基準に基づく財政運営

- 独立行政法人は「独立行政法人会計基準」を採用するが、この基準は発生主義等、企業会計の考え方がほとんどを占める非常に厳しいものとなっており、結果として相当の赤字が発生すると思われる。会計監査も開始されることになっており、企業会計的なセンスを持って経営改善に取り組み、簡単に赤字を作らない様な健全経営を目指さねばならない。
- 今後は各施設の損益計算をきっちり行っていく必要がある。
- 病院は一般的な企業とは事業の性質が多少違う。病院の特殊性を踏まえしっかりした会計基準が必要。
- 現行の一般会計繰入基準は、収支の補填のための理屈であるが、企業会計原則において合理性を有するものではない。独立行政法人移行後はこうした視点だけでは足りず、企業会計原則を見込んだ上で経営分析をしていくことが必要。

3 安定的で効率的な法人運営のための取り組み

- 国立病院は他の病院に比べて職員数が少ないというが、人件費が50%を超えている。これでは黒字にならない。
- 平成4年以降の経営改善の努力は評価してもよいが、この現状をどう受け止めて独立行政法人につなげるかが重要。
- 経営の効率性を上げるためにには、経営資源を得意分野に集中させることが必要。

- 政策医療以外の部分での経営改善の余地というものを見えやすくするための経営指標が必要。
- 経営を重視することにより医療の質が悪くなると考えているとしたら問題。経営努力と医療の質はトレードオフの関係にあるという考え方はおかしい。
- 個々の人事について、病院の裁量の範囲がわからない。
- 独立行政法人移行に当たり、現場の院長の裁量権を大幅に拡充する必要がある。
- 独立行政法人化に際しては、より質の高い医療を提供するために施設長に責任とともに大幅な人事権、予算権を与えるという発想の転換をすべき。
- 理事長の権限のみで実際に効率的な運営を行うことは困難であり、法人内部で権限委任をどうするかを今後検討する必要がある。
- 評議員会のような法人が直接外部からの評価を受ける仕組みがないと、法人の中身の評価は難しい。
- 独立行政法人が、そのパフォーマンスの責任をとらず、いいときには賞与を上げるようなことではいいとこ取り過ぎる。
- 国立病院は過去の歴史を重く背負っており、地域住民の反対等の問題もあってこれまでなかなか改革が進まなかつたが、独立行政法人という制度のメリットをどのように生かして改革していくのか、という点について議論する必要がある。
- 組織の目的ということが議論されているが、そのためにはどの様な職員を採用するのかということと、どれだけの期間でその目的に向かって行くのか、ということが重要。内部の職員が次々と入れ替わって行くようでは、なかなか一つの方向には進まない。特に事務系が重要。

4 財政運営のあり方

- 一般会計繰入については、実態としては収支差補助になっていないか。独立行政法人化に際しては、何故一般会計から資金を投入する必要があるのか、という部分の論理を整理する必要がある。政策医療という面で理由付けするのであれば、そもそもその政策医療とは何か、ということについてもきちんと整理する必要がある。

- 平成4年の懇談会の際には単なる収支差補填ということではなく、地方公営企業法を勘案して経費負担区分の明確化を行った。その後の努力の結果、繰入の水準自体は大分下がったようだが、それは繰入基準が有効に機能した結果であるのか否か検証すべき。
- 政策医療分野についても、個々の患者の特質や特性をある程度把握した上で、運営費交付金を交付するに当たっての理論につなげていく必要がある。
- 国立病院が設備投資のコストダウンを図るために、リターンに対して厳しい資金を入れて行く方向に資金調達のあり方を変えて行く必要がある。
- 企業会計原則の導入に伴い、今後は設備投資の採算性も問われることになる。ただし、採算性の議論だけでは何故国が行うのか、と問われることになるので、こうした議論についても詰めていくべき。
- 再編成の過程の中で、統廃合に際し、通常以上の建設コストが発生している可能性がないか。